

## 就労継続支援B型事業所のサービスの質の確保に向けた実地指導の実施状況（令和5年度）

令和6年8月30日  
障がい福祉課

### 1. 総量規制の実施に伴う実地指導等の強化について

西部圏域における就労継続支援B型の取扱い（総量規制）と並行して、開設して間もない事業所等のサービスの質の確保のため、通常の実地指導に加え、事業計画調査を随時実施。

### 2. B型事業所における実地指導の指導方針について

【指導体制】局の調査予定を市町村に連絡し、可能な限り市町村も同行。

【調査項目】主に以下の点について聞き取りを実施。

- ・利用定員（の充足率）、利用者の確保に関すること
- ・工賃の支払、賃金の向上に関すること（就労事業の維持・拡充に関すること）
- ・支援体制の充実、一般就労に向けた取組、虐待の防止に関すること

### 3. 実施結果

西部圏域において、令和5年度は13事業所の実地指導を実施。主な概要は以下のとおり。

#### 【利用者確保】

- ・地元の社会福祉協議会や学校との連携（毎年実習生を受入れ）で利用者増加に繋げている。
- ・利用者獲得のため、広範囲にわたり送迎サービスを行うなど、送迎体制を充実させている。
- ・地元社協の広報紙やメディア媒体を活用して利用者確保に努めている。
- ・利用者を確保したいが、職員が減少している状況で、十分な支援ができないまま利用者を増やすことは困難。

#### 【工賃向上等】

- ・利用者の自立を重視し、全ての作業を利用者に担っていただいている。その結果、工賃は高水準を維持。
- ・自社製品の売り込みにより、地元の取扱い店舗を増やし、工賃アップに繋げている。
- ・積極的に受託作業や施設外就労を取り入れるなど、賃金向上につながる取組を展開している。
- ・重度の自閉症の方が多いため、特性に応じ個室での作業を可能とするなど、工夫して作業環境を整備している。
- ・これまでは能力に応じて作業を振り分け、安定した作業水準を保つことができていたが、利用者の高齢化が進んでいることから、こうしたことが難しくなっている。

#### 【支援体制等】

- ・職種に応じた有資格者が職業指導員や生活支援員として勤務しており、資格を活かした様々な場面で役に立っている。また、有資格者には手当を支給するなど、職員のモチベーションを高める処遇を行っている。
- ・手話のできる職員を配置し、聴覚障がい者の受入が可能な事業所あり。
- ・職員の業種によっては、理想と現実のギャップから、職員の入れ替わりの激しい事業所あり。
- ・利用者が少なく、作業量を増やすことが難しいが、その分、利用者の特性に合わせた支援をしている。

#### 【一般就労に向けた取組】

- ・利用者の自主性を重視し、自分でできることはしていただくなど、自力で生活が行うことができるよう取り組んでいる。
- ・就労能力は高いが、本人が一般就労への移行を希望しないケースや、一般就労へ移行させたが、B型へ戻りたいといったケースが見受けられることから、無理に一般就労へ移行をさせてない。
- ・重度障がいの方（支援区分4）が多い事業所では、一般就労へ結びつけるのはなかなか困難である。

#### 【改善を必要とする内容】

- ・虐待防止検討委員会が未設置、又は設置されていても運営規程に明記されていないケースがある。
- ・虐待防止等に関する研修を実施していても、議事録が未作成など、全職員に浸透しているか懐疑的な事業所あり。

#### 【その他】

- ・製品を利用者が直接販売する機会を設定することで、利用者と購入者（地域の方等）のつながりができ、利用者のモチベーション向上に寄与している。
- ・利用者のモチベーションを維持するため、作業の達成度や注文数の見える化を実施している。
- ・中山間地という立地を生かした特色のある事業（アウトドア体験事業等）を展開している。
- ・配送先の高齢者の見守りも兼ねて、製造した製品の配送を行うなど、地域との関わりを重視している。
- ・体験事業について、利用者に講師を担っていただくなど、利用者が飽きることなく作業できる工夫がされている。